

理事報酬等及び退任慰労金規程

[H23. 6. 24 制定 H24. 4. 1 施行]

(目的)

第1条 この内規は、公益社団法人全国和牛登録協会（以下「協会」という。）の定款第30条に基づき、理事の報酬及び退任慰労金等に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 理事報酬は、総会において承認された額の範囲内で、理事会の決議により、支払うものとする。

2 常勤役員の年報酬は、次のとおりとする。

(1) 会長理事 1,600万円以内とする。

(2) 専務理事 1,150万円以内とする。

(3) 理事 常勤理事を置く場合は、理事会で報酬額を定める

3 非常勤理事の報酬は、理事会出席あたりの職務執行の対価として支払い、その額は12,000円以内とする。

(費用弁償等)

第3条 常勤理事については、給与規程第5条に基づき通勤手当を支給することができる。

1 非常勤理事には、交通費、宿泊料、日当からなる費用を弁償することができる。支給基準は、旅費規程に基づく。

(支給方法)

第4条 理事報酬等の支給は、次の基準により行う。

2 常勤理事の報酬は、月割として計算し、給与規程第4条に準じて支払う。

3 非常勤理事の場合は、理事会開催の都度、現金にて支払う。

(退任慰労金)

第5条 非常勤理事に退任慰労金は支払わない。

第6条 常勤理事が在任6か月以上で退任又は、死亡したときは、その月割報酬額を基準として、在任年数に応じた退任手当支給率（別表）を乗じた退任慰労金を支給する。

(退任記念品)

第7条 2期以上在任した理事については、在任期間1年につき10,000円とし、100,000円を限度として記念品又は記念品料を贈呈する。

附 則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表 常勤理事退任慰労金支給率表

在任年数	0.5～1	1～2	2～3	3～4	4～5
支給倍率	0.5	1.0	2.0	3.0	4.0
在任年数	5～6	6～7	7～8	8～9	9～10
支給倍率	5.0	6.0	7.0	8.0	9.0

在任年数は 年以上～年未満 を示す。10 年以上については、1 年を増すごとに支給倍率に 1 を加える。